

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月31日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1756号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（規則第6-48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
<b>別表第1 適用区分表（第2条関係）</b>			<b>別表第1 適用区分表（第2条関係）</b>		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
(略)			(略)		
特別支援学校	教育職給料表の適用を受ける職員	1	特別支援学校	教育職給料表の適用を受ける職員	1.25
小学校及び中学校	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 2 (略)	1	小学校及び中学校	1 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条に定める特別支援学級を担当し、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員 2 (略)	1.25
備考 (略)			備考 (略)		
<b>別表第2 調整基本額表（第2条関係）</b>			<b>別表第2 調整基本額表（第2条関係）</b>		
ア 行政職給料表			ア 行政職給料表		
職務の級	調 整 基 本 額		職務の級	調 整 基 本 額	
(略)			(略)		
6 級	11,200円		6 級	11,100円	
(略)			(略)		
9 級	14,300円		9 級	14,400円	
10 級	15,900円		10 級	16,000円	
備考 給料表は、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）第2条第1項の規定によるものとする。以下同じ。			備考 (1) 給料表は、職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（規則第6-45号）第2条第1項の規定によるものとする。以下同じ。 (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。		
イ 公安職給料表			イ 公安職給料表		
職務の級	調 整 基 本 額		職務の級	調 整 基 本 額	
(略)			(略)		

5	級	11,300円
6	級	11,600円
(略)		

5	級	11,200円
6	級	11,500円
(略)		

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

ウ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	9,000円
2 級	11,100円
(略)	
3 級	12,200円
(略)	

ウ 教育職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	8,900円
2 級	11,000円
(略)	
3 級	12,100円
(略)	

備考 この表の適用を受ける職員については、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

エ 教育職給料表(三)

職務の級	調整基本額
(略)	
2 級	11,000円
特 2 級	11,300円
3 級	11,800円
4 級	12,700円

エ 教育職給料表(三)

職務の級	調整基本額
(略)	
2 級	10,900円
特 2 級	11,200円
3 級	11,700円
4 級	12,800円

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

オ (略)

オ (略)

カ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
(略)	
4 級	9,700円
(略)	
6 級	11,300円
(略)	

カ 医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
(略)	
4 級	9,600円
(略)	
6 級	11,200円
(略)	

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同

表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

キ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
(略)	
5 級	10,400円
(略)	

キ 医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
(略)	
5 級	10,300円
(略)	

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

ク 研究職給料表

職務の級	調整基本額
(略)	
4 級	11,700円
(略)	

ク 研究職給料表

職務の級	調整基本額
(略)	
4 級	11,600円
(略)	

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

ケ 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
(略)	
2 級	9,300円
(略)	
5 級	11,200円
(略)	

ケ 福祉職給料表

職務の級	調整基本額
(略)	
2 級	9,200円
(略)	
5 級	11,100円
(略)	

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が2級以上であるものについては、同表に定める調整基本額に100分の98.97を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）を調整基本額とする。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。